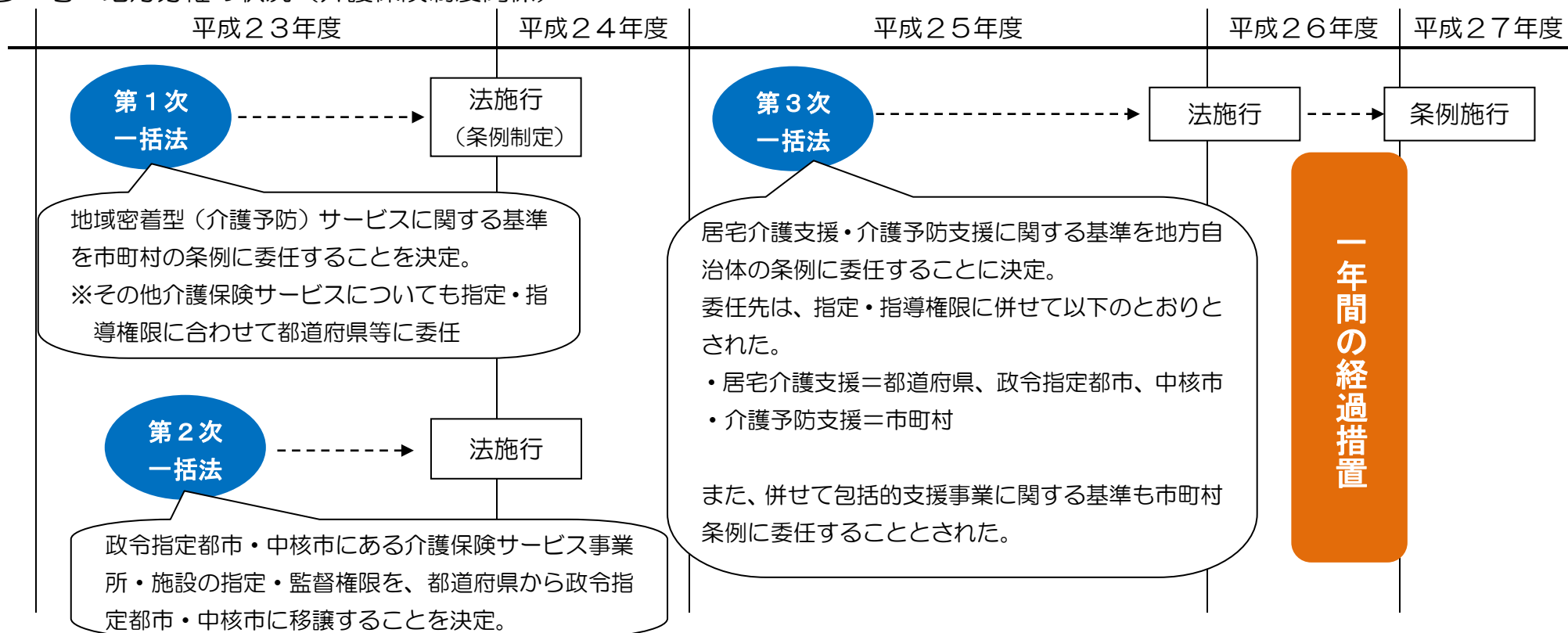


# ① 包括的支援事業の基準及び指定介護予防支援の基準に係る条例の制定について

- 平成22年6月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、これまで国が定めていた様々な施設やサービス、事業等に関する基準を地方自治体の条例で定められるようにするための改革（地域主権改革・基準の条例委任）が推進されています。
- 今般、第3次一括法（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」平成25年法律第44号）により、地域包括支援センターが実施する包括的支援事業及び指定介護予防支援（要支援認定者のケアプラン作成等）に関する基準を市町村の条例で定めることとされました。
- 本市においても当該基準に関する条例を検討し、平成27年4月1日に当該条例を施行するため、このたび意見等の聴取を行います。

参 考：地方分権の状況（介護保険制度関係）



## ② 第3次一括法による条例委任箇所（包括的支援事業）

### ◆ 地域包括支援センターの職員等に関する基準

介護保険法 第百十五条の四十六

4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

厚生労働省令で定める基準

【介護保険法施行規則 第百四十条の六十六（概要）】

- 3職種が協働し、高齢者の状況や環境等に応じて、必要な援助等を利用できるように導き、可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。
- 担当区域における第一号被保険者の数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（又はこれらに準ずるもの）を一人ずつ配置しなければならない。
- 地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。



（仮称）茅ヶ崎市地域包括支援センターの包括的支援事業実施に係る基準条例

### ③ 第3次一括法による条例委任箇所（指定介護予防支援）

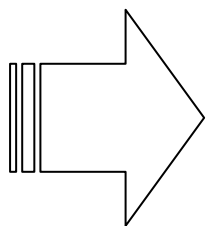
#### ◆ 指定介護予防支援に従事する従業者等の基準及び事業の運営等に関する基準

介護保険法 第百十五条の二十四

- 1 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

厚生労働省令で定める基準

- 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準



（仮称）茅ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例

## ④ 条例制定に当たっての基準

◆ 地方自治体が基準を条例で定めるにあたっては、従来の国基準との関係について、次のように区分が設けられている。

- ① 国が定める基準に従い定めるもの …… 従うべき基準
- ② 国が定める基準を標準として定めるもの …… 標準
- ③ 国が定める基準を参酌して定めるもの …… 参酌すべき基準

### 【市町村が基準を条例で定める際の国基準との関係】

	従うべき基準	参酌すべき基準		
考え方	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実状に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの		
包括的支援事業に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の職種や員数に関する基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援に当たっての基本的な方針</li> <li>・ 運営協議会の意見を踏まえた公正かつ中立な運営の確保</li> </ul>		
指定介護予防支援に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業者の員数</li> <li>・ 管理者</li> <li>・ 内容及び手続の説明及び同意</li> <li>・ 提供拒否の禁止</li> <li>・ 秘密保持</li> <li>・ 事故発生時の対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 趣旨</li> <li>・ 基本方針</li> <li>・ サービス提供困難時の対応</li> <li>・ 受給資格等の確認</li> <li>・ 要支援認定の申請に係る援助</li> <li>・ 身分を証する書類の携行</li> <li>・ 利用料等の受領</li> <li>・ 保険給付の請求のための証明書の交付</li> <li>・ 指定介護予防支援の業務の委託</li> <li>・ 法定代理受領サービスに係る報告</li> <li>・ 利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者に関する市町村への通知</li> <li>・ 管理者の責務</li> <li>・ 運営規定</li> <li>・ 勤務体制の確保</li> <li>・ 設備及び備品等</li> <li>・ 従業者の健康管理</li> <li>・ 掲示</li> <li>・ 広告</li> <li>・ 介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理</li> <li>・ 会計の区分</li> <li>・ 記録の整備</li> <li>・ 指定介護予防支援の基本取扱方針</li> <li>・ 指定介護予防支援の具体的取扱方針</li> <li>・ 指定介護予防支援の提供に当たっての留意点</li> </ul>

※ 今回条例で定めることとされた基準について、「標準」に区分されるものはない。

## ⑤ 包括的支援事業の基準及び指定介護予防支援の基準についての考え方

- ・介護保険サービスは実施主体（事業者）が担っており、サービスの質の確保や向上を図ることを求められていることから、必要最低限のルールを定めた国の省令を基本とし、条例の制定を検討していきます。

### ◆ 本市における包括的支援事業の基準及び指定介護予防支援の基準の検討状況

従うべき基準 …… 本市の実状と相違ないため、現在の基準のとおり定める。

参酌すべき基準 …… 現状の問題点や課題を整理し、独自基準の必要性を検討する。

なお、現段階で検討している独自基準は以下のとおり。

項目 (基準の類型)	国の基準（概要）	茅ヶ崎市独自基準（案）	主旨
記録の整備 (参酌すべき基準)	指定介護予防支援事業者は、事業者等との連絡調整に関する記録、利用者ごとの介護予防支援台帳、市町村への通知記録、苦情内容等の記録、発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を、その完結の日から二年間保存しなければならない。	サービスの提供に関する記録の保存期間を五年間とする。	介護給付費の返還請求権は5年間でされているため、正しい請求を行う必要があることから記録の保存を2年から5年にする。

(仮称) 茅ヶ崎市地域包括支援センターの包括的支援事業実施に係る基準条例

(仮称) 茅ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る  
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例

## ⑥ 制定スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民			<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">                     パブコメ 実施 8/19~9/19頃                 </div>							
市議会			● 全協(報告) 8/18			● 結果ポスティング		● 環境厚生委員会 勉強会	● 議案の 審議・議決	
政策調整会議		● 7/29				● 11/4				
政策会議			● 8/12			● 11/18				
高齢者福祉計画 介護保険事業計画 推進委員会		● 7/4 意見聴取	● 8/21 意見聴取	● 10/3 意見聴取		● パブコメ 報告				
		包括的支援事業基準条例 及び 指定介護予防支援事業基準条例 骨子				包括的支援事業基準条例 及び 指定介護予防支援事業基準条例 条例案			包括的支援事業基準条例 及び 指定介護予防支援事業基準条例 制定	

※条例施行は平成27年4月1日～

